

○所得税法第204条に係る所得税の源泉徴収が必要な外部講師等に支払う交通費等について(通知)
(平成21年1月9日20高会指第229号各所属長あて会計指導課長通知)

源泉徴収の必要な者に交通費等を支給する際の取扱いについては、平成18年3月27日付け17高行管第433号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて(通知)(以下「総務部長通知」という。)」により周知されているところですが、源泉徴収の必要な者への旅行依頼簿が作成されるなど誤った取扱いも見られ、また謝金の支払いについての問い合わせも多いところです。

つきましては、今一度下記に留意のうえ適正な取扱いを行うようにしてください。

なお、平成13年1月18日付け12出第198号「講師等に支払う費用弁償としての旅費からの源泉徴収の取り扱いについて(通知)」及び平成14年10月29日付け14高出納第449号「所得税法第204条に係る所得税の源泉徴収が必要な外部講師等の報償費について」は、廃止します。

記

1 対象者等

- (1) 講演・研修等の講師及び技芸、スポーツ等の実技指導者に対し謝金の支払いと合わせて費用弁償としての旅費を支給する場合は、謝金に含めて支給し源泉徴収を行うこと(所得税法第204条第1項第1号)。
- (2) 弁護士等に対し報酬の支払いと併せて費用弁償としての旅費を支給する場合は、報酬に含めて支給し源泉徴収を行うこと(所得税法第204条第1項第2号)。
- (3) 上記以外で所得税法第204条に該当する者への交通費等を支給する場合は、報償費に含めて支給し源泉徴収を行うこと。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)において謝金・報酬等を支給せず、費用弁償としての旅費のみを支給する場合は、その額を報償費として支給し源泉徴収を行うこと。

2 事務処理等

- (1) 講演等を行うことを依頼する場合にあらかじめ交通費等(宿泊等が必要な場合は、当該宿泊等に係る費用を含む)を勘案して、報償費の額を決定しておくこと(総務部長通知 23 その他の条例適用者(2)ウ参照)。
- (2) 旅費相当額を明らかにすることが適当な場合は「出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例」に基づく額とする。この場合は、試算票等旅費の計算書を添付のうえ、報償費の額を決定しておくこと(総務部長通知 23 その他の条例適用者(2)ア参照)。
- (3) 辞令、委嘱状等を交付した各種委員等に支給する費用弁償としての旅費については、「給与所得の源泉徴収税額表」で所得税額を算出していることから、給与所得を有するものとして非課税となること(所得税法第9条第1項第4号)。
- (4) 源泉徴収された旅費に係る交通費、宿泊料等は、確定申告することにより必要経費として認められること。

○外部講師等に支払う交通費等の取扱いについて

(平成21年1月9日20高会指第229号各所属長あて会計指導課長事務連絡)

このことについては、平成21年1月9日付け会計指導課長通知「所得税法第204条に係る所得税の源泉徴収が必要な外部講師等に支払う交通費等について」によるほか、下記Q&Aを業務の参考にしてください。

なお、報償費等から所得税の源泉徴収が必要かについては安易に判断せず、必要に応じて税務署に確認を行う等その取扱いは適正に行ってください。

記

(問1) 県が支払う経費のうち所得税の源泉徴収を要するものはどのような経費か。

所得税法の規定による利子、給与など一定の所得を支払う際には、所得税の源泉徴収をしなければいけません。一般的には個人に支払われる給与などの経費、講演を依頼する際の講師に支払う謝金等が考えられます。節で考えますと「報酬」「賃金」「報償費」などが一般的ですが、個人に支払う際は「役務費」「委託料」なども源泉徴収を要する場合がありますので詳しくは税務署にお問い合わせください。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲	
居住者 (国内に住所を有する個人又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。) (所法2①三)	1 利子等	省略
	2 配当等	省略
	3 給与等	俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有するもの(所得税法第28条、第183条)
	4 退職手当等	省略
	5 公的年金等	省略
	6 報酬・料金等	次に掲げる報酬・料金、契約金、賞金等(所得税法第204条・租税特別措置法第41条の20) (1) 原稿料、デザイン料、講演料、放送謝金、工業所有権の使用料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料など (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の報酬・料金 (3)～(8)省略
	7～12省略	

(問2) 所得税の源泉徴収はどのようにするか。

① 給与等

給与所得を支払う際には、「源泉徴収税額表」により源泉徴収します。

これには月額表甲欄・乙欄、日額表甲欄・乙欄・丙欄があり、雇用の形態、支払方法により使用する区分が異なります。

税額表の区分	適用する給与	税額表の適用する欄
月 額 表	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄…そのほかの人に支払う給与
日 額 表	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲欄…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄…そのほかの人に支払う給与
	日雇賃金	丙欄

② 報酬・料金等

「居住者に対して支払う報酬・料金等」の対象となるもの、税額の計算方法は大きくは次のとおりです。

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
1 弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金 弁護士、公認会計士、弁理士、建築士、不動産鑑定士等の業務に関する報酬・料金等	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
2 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額－1万円)×10%
3 省略	
4 原稿料、講演料など 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、通訳料、速記料など	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
5～13省略	

(注) 1 報酬・料金等には、物品その他の経済的利益により支払うものも含まれます。

2 報酬・料金等の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合であっても、消費税及び地方消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において、報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません(平元直法6-1、平9課法8-1改正)。

3 報酬・料金の支払者が、その支払を受ける人の旅行、宿泊などの費用を負担する場合も源泉徴収の対象となりますが、その費用を報酬・料金の支払を受ける人に支払わず、交通機関やホテルなどに直接支払い、かつ、その金額その費用として通常必要であると認められる範囲内であれば、源泉徴収をしなくて差し支えありません(基通204-4)。

「源泉徴収のしかた」抜粋(国税庁発行 国税庁HPでも閲覧、印刷可能です。)

(問3) 平成21年1月9日付会計指導課長通知の「記」において、「辞令、委嘱状等を交付した各種委員等」とあるが、「各種委員等」とはどのような委員が該当するのか。

(答) 給与所得を有するものとしての各種委員等には辞令、委嘱状等が交付されている203条の2委員、附属機関の委員その他準ずる委員、要綱に基づき置いている委員等が該当します。なお、要綱等に基づき置いている委員等で、委嘱状の交付がなくても雇用関係があると認められ給与所得を有するものとなる場合があるので、個々のケースについて疑義が生じる場合は税務署に確認してください。

(問4) 講師等で旅費からも源泉徴収が必要な場合は、旅費額を謝金に含め(8)報償費で支給することとしているが、附属機関その他これに準ずる各種委員等に(8)報償費を支給する場合も同様の取扱いとなるのか。改善策に旅費と報償を分けようという。

(答) ならない。(9)旅費を支給すること。

委員等に謝金等を支給する場合、通常その謝金は給与所得として源泉徴収することとなりますので、その者に支払う旅費は非課税(所得税法第9条第1項第4号)となります。このため、(8)報償費と(9)旅費で支給することとなります。

(問5) 県の事業として行う研修会において、他機関の県職員に講師を依頼し旅費のみを支給する場合、旅費からの源泉徴収は必要か。

(答) この場合の旅費は、所得税法第28条第1項にいう給料等の性質を有するもので給与所得に当たります。旅費の支払者と給与の支払者は同一であり、所得税法第9条第1項第4号にいう給与所得を有するものが勤務する場所を離れて職務を遂行するために行う旅行にあたるので、源泉徴収をする必要はありません。なお、職員が職務上職免扱いや休暇取得により講演を行う場合は、所得税法第204条の規定に該当する報酬・料金となるので、源泉徴収が必要です。

(問6) 講演の内容、目的等から講師等に謝金を支給せず交通費等を支給する場合は(9)旅費を支給することとなるのか。

(答) ならない。旅費額を(8)報償費で支給すること。

謝礼、車賃等の名義で支払われても、所得税法上の報酬・料金等として取扱われることから、それが交通費等のみであっても源泉徴収の必要があります。このため旅費から源泉徴収の必要なものは(8)報償費で支給することとなります。

(問7) 講演を実施する場合、講師以外にパネラー、助言者等を同時に依頼する場合があるがその取扱いはどうか。

(答) 一般的に講師以外の助言者、パネラー等に謝金を支給する場合、源泉徴収の必要はなく、(8)報償費と(9)旅費で支給することとなります。しかしながら、謝金を支給する対象者によって節を使い分けることの合理性もないとして、あらかじめ旅費額を含めて報償費の額を決定することにより、講師同様(8)報償費により支給することもできます。

※ 業務の内容によっては、助言者等の名称であっても「知識の教授」に当たるとして源泉徴収が必要な場合もありますので、詳しくは税務署に確認してください。

(問8) 講師等に支払う旅費額は、航空運賃や高速道路使用料等実費をもとに積算するためいわば実費相当額となるが、そこから源泉徴収すると費用弁償できない場合も考えられるがどうか。

(答) たとえ車代、宿泊代等が実費相当額であるとしても、所得税法上は講演のための対価と認められますので、講演料と合わせて源泉徴収をする必要があります。ちなみに、謝金、旅費を支払われた講演者は、当該旅費については所得金額の計算上の収入金額(所得税法第36条)に算入した後、所得税法第37条第1項の規定による必要経費としてその金額を収入金額から差し引くことになり、確定申告時において超過した源泉徴収税額がある場合には還付されることとなります。

(問9) 講師等の外部依頼者に対して航空チケット等の現物支給は可能か。

(答) 外部依頼者への旅費については、遠隔地へのチケットの配達が必要となることから口座振替による現金支給を原則としています。また、所得税法第204条に基づき源泉徴収の必要な者への旅費については、平成18年4月から謝金に含めて(8)報償費で支給することとしています。

しかしながら、交通費等を講師等に対して支払わないで、県が直接航空会社などの交通機関や旅館等に支払い、かつ、その金額が旅費等の費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、源泉徴収をしなくて差し支えないとされています。こうしたことから、外部依頼者から現物支給の申し出がある場合や、問6のような場合で特に現物支給が必要と判断されるものについては、旅費相当分の範囲内で県が直接旅行会社等からチケットを購入し現物支給することにより、報償費から支出することも可能です。その場合は、経費支出何でその旨を明らかにしておいてください。またその場合であっても、金銭で支給するもの(現地交通費、宿泊諸費等)については源泉徴収が必要となりますのでその取扱いには注意してください。

(問10) 前問の事務処理は具体的にはどうすればよいか。

(答) 経費支出何に支出の目的、実施日時、支出の相手方(講師等及び旅行会社等)、契約方法、予算科目及び予算額、支出額、検認者その他必要事項を記載し、見積書、依頼文書、日程表等執行の必要性、妥当性を示す資料を添付のうえ、決裁してください。

ただし、旅行会社等に手配する場合で予定価格が10万円を超えるものについては、支出負担行為決議書で決裁し、講師等への現金支給がある場合は、支出負担行為決議書第25号様式(その2)にその旨を併せて何うようにしてください。

旅行会社等に発注後、納品書及びチケット等を受領後検査し、請求書により支出してください。また、講師等に支払う金銭がある場合は、源泉徴収のうえ支出調書により支出負担行為決議書兼支出命令書で支出してください。

(問11) 講師等に支給する旅費額を試算する場合、航空運賃は定額となるのか。

(答) 一般的に使用できる通常の交通費を支給することから、往復割引が使用できる期間は往復割引による航空運賃が基本となり、往復割引が適用とならない期間、区間については定額が基本となります。また鉄道運賃についても同様です。

(問12) 所得税法第204条第1項第1号の講演の報酬・料金に該当する場合の講師に対し、講演の内容について前もって打ち合わせにきてもらう場合は、費用弁償としての旅費から源泉徴収の必要があるか。

(答) 講演という性質に着目して、講演に対しての事前の打ち合わせであれば、その講演と一体不可分であることから、その対価として支払われる費用弁償としての旅費からは源泉徴収が必要ですので、報酬費で支給し源泉徴収してください。